

令和3年度第3回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和4年3月25日午前10時00分、本庁舎11階1101、1102会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画外崎地区計画の決定（一宮市決定）

2. 報告事項

報告第1号 名岐道路（一宮～一宮木曾川）の手続き状況について

3. 出席委員 14名 の内1名オンライン参加（◇名前表記）

櫻木 耕史、嶋田 喜昭、◇宮本 由紀、市川 智明、宇山 祥子、
渡部 晃久、中村 かずひと、横井 忠史、松井 哲朗、石田 智子、
齋藤 実（代理出席：高木 昭浩）、高木 浩孝、富山 弘美、中島 一

4. 欠席委員 3名

小野 悠、豊島 半七、吉田 明

[事務局]

まちづくり部長 山田 芳久

まちづくり部次長 鈴木 克成

まちづくり部次長 谷 聖

都市計画課長 滝沢 文清

同都市計画G専任課長 海田 真宏

同G課長補佐 野々村 貴志

同G主査 藤本 博文

同G担当 小川 裕太

同事業推進G課長補佐 黒田 恵三

同事業推進G担当 松澤 陽

区画整理課長 川地 誠一

同専任課長 佐野 伸

同事業・補償G課長補佐 今村 剛宏

建築指導課建築安全推進G専任課長 三浦 和幸

会 議 顛 末

開	会	午前10時00分
事	務	局
		(開会のことば)
		お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第3回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
		今回の審議会も前回同様、コロナウイルス感染防止対策として、本会場と、オンライン参加を併用しての開催とさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご対応・ご協力いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、14名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、小野委員、豊島委員、吉田委員におかれましては、本日ご都合が悪く、欠席されております。また、齋藤委員におかれましては、本日ご都合が悪く欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課の高木昭浩様に代理出席いただいております。なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。
		本日は議案が1議案、報告事項が1件でございます。また本日、議案第1号の追加資料として、別紙1-1から1-5の計5枚の追加資料を事務局より配布させて頂いておりますので、宜しくお願い致します。それでは、開会に当たりまして、会長には、ごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。
会	長	(会長あいさつ) 会長を仰せつかっております大同大学の嶋田と申します。 本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。 本日は、議案第1号としまして、尾張都市計画外崎地区計画の決定(一宮市決定)の1議案、また報告第1号としまして、名岐道路の手続き状況についてがございます。よろしくお願いいたします。
会	長	(議事録署名者の決定) 次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。 当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は、審議会委員名簿順にお願いしておりますので、高木委員と富山委員にお願い致します。
会	長	(議案の審議) それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。議案第1号 尾張都市計画外崎地区計画の決定(一宮市決定)についてです。事務局、よろしく申し上げます。
事	務	局
		はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第1号について、ご説明いたします。初めに、地区計画制度の概要について説明いたします。地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルでの都市計画でございます。この地区計画では、地区の目標・将来像を示す地区計画の方針 まちづくりのビジョン と、道路・公園といった地区施設の配置、また、建築物の用途、建蔽率、容積率などの建築物のルールを具体的に定める地区整備計画で構成され、住民等の意見を反映し、その地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていくものでございます。それでは、インデックスの議案第1号1ページをお願いいたします。地区計画の名称は、外崎地区計画、位置は、丹陽町外崎字江東ほか記載のとおりです。面積は、約26.7haとなります。

位置の詳細につきましては、図面目録図面番号1総括図をご覧ください。中央の外崎地区計画と記載の本地区は、一宮市の南東部に位置し、名神高速道路の一宮インターチェンジから近く、国道22号にも接していることから、市南部のにぎわいの核を目指しております。また、本地区の用途地域は、紫色の準工業地域となっています。それでは、本地区の一宮市都市計画マスタープランにおける位置づけについて説明いたします。本日お配りしました資料の1枚目、別紙1-1をお願いいたします。こちらが、一宮市都市計画マスタープランの中で示している、本地区がごさい丹陽町のまちづくりの方針及びまちづくりの方針図となります。本地区は、まちづくりの方針における土地利用、市街地整備の方針としましては、上から3つ目の丸でございますが、土地地区画整理事業による面的基盤整備を行い、良好な居住環境の形成を図ることとなっております。まちづくりの方針図においては、図の中央、上あたりにごさいとおりの、良好な居住環境の形成に向けた、用途地域の見直し、特別用途地区や地区計画制度の活用を検討、また、図の中央、左下あたりにごさいとおりの立地適正化計画制度などの活用により、多様な都市機能の集積を図る方針となっております。土地利用の方針につきましては、資料の下、表の一番左の欄のとおり色分けしておりますが、本地区は、国道22号沿道をピンク色の沿道複合地、それ以外は黄色の住宅地として位置づけております。続きまして、一宮市立地適正化計画における位置づけについてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、2枚目別紙1-2をお願いいたします。都市機能誘導区域の図がごさいますが、右下に凡例がごさいます。本地区は、紫色の尾張都市計画事業一宮外崎土地地区画整理事業施行区域と概ね重複しており、全域が都市機能誘導区域に属しています。議案第1号に戻っていただきまして1ページ4段目、地区計画の目標でございます。まず前段で、ただいまご説明いたしました、本地区の位置及び一宮市都市計画マスタープランや一宮市立地適正化計画での位置づけについて記載しております。その上で、本地区計画は土地地区画整理事業による面的基盤整備に併せ、住宅地及び沿道複合地としての土地利用を促進し、多様な都市機能の集積と良好な居住環境の形成を図ることを目標としております。ここで、図面目録図面番号2計画図をご覧ください。本地区は先ほど申しましたように、尾張都市計画事業一宮外崎土地地区画整理事業の施行区域と概ね重複した区域であり、区域界は町字界、土地地区画整理事業施行区域界、都市計画道路区域界及び河川又は道路の中心線としております。その上で、

一宮市都市計画マスタープランでの土地利用の方針に基づき、都市計画道路国道22号線より20mの地区をB地区約0.3ha、それ以外をA地区約26.4haとしております。ふたたび議案第1号に戻っていただきまして、1ページ5段目区域の整備、開発及び保全の方針をご覧ください。上段土地利用の方針としましては、土地区画整理事業による面的基盤整備に併せ、住宅地としてのA地区、沿道複合地としてのB地区、それぞれの土地利用を促進し、多様な都市機能の集積と良好な居住環境の形成を図ります。その上で、下段建築物等の整備の方針では、2地区の土地利用の方針に基づき、A地区、B地区それぞれに立地する建築物などの用途の制限を行うこととします。1枚めくっていただきまして、裏面の地区整備計画をご覧ください。ここでは、ただいま説明いたしました建築物等の整備の方針に基づき、地区整備計画において行う建築物等の用途の制限を記載しております。

まずA地区でございます。

併せて、本日お配りしました資料の3枚目、別紙1-3をご覧ください。

先ほどご説明しましたように、本地区は全域用途地域が準工業地域となっております。青色で囲ったところが、準工業地域の建築物の用途制限となり、丸がついているものが建築可能でございます。

これを、住宅地としての位置づけから、第2種住居地域相当の建築物の用途制限を行います。赤色で囲ったところになります。その中で、第2種住居地域では建築可能なボーリング場やカラオケボックス等の遊戯施設、15㎡を超える畜舎につきましては、本地区計画において建築出来ないようにいたします。

この別紙1-3にある建築物の用途制限の内容が、議案第1号にございます地区整備計画における建築物等の用途の制限に記載してございます。

ここで、議案第1号の地区整備計画のA地区の建築物等の用途の制限について、もう少し説明させていただきます。A地区と記載してございますが、その2つ下、次に掲げる建築物を建築してはならない、とございます。その下3行目のカッコ書きについて説明いたします。平成31年3月25日以前から尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業区域内において、工場又は倉庫業を営む倉庫の用途に供している建築物について尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となったために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するものを除く、ただし従前の建築物と用途、規模が著しく異なるものに限る、とございます。

今回の建築物等の用途の制限により建築出来なくなる工場又は倉庫業を営む倉庫の用途に供している建築物につきましては、既に地区内に現存する建築物であれば、本地区計画の決定後は既存不適格となりますが、同一敷地において、従前の建築物と用途、規模が著しく異ならなければ、建て替えは可能でございます。しかし、本地区は土地区画整理事業施行区域でございますので、仮換地が現在の敷地と異なる位置になりますと、カッコ書きがなければ、本地区計画により土地区画整理事業の移転による建て替えが出来なくなってしまいます。

これを防ぐため、このカッコ書きにより建て替えを可能とするものでございます。

続きましてB地区でございます。

こちら、本日お配りしました資料の4枚目、別紙1-4を併せてご覧ください。

B地区は、沿道複合地としての位置づけから、現状の準工業地域の建築物の用途制限を

基本としまして、15㎡を超える畜舎については制限をかけるものでございます。

以上が、本地区計画における、建築物等の用途の制限の内容でございます。

続きまして、これまでの手続きの経緯を説明させていただきます。本日お配りしました資料の5枚目、別紙1-5をご覧ください。令和3年11月12日から11月29日まで、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画原案の縦覧を行いました。縦覧者数は6名で、4名の方から意見書4通が提出されました。意見書の要旨とそれに対する市の考えを、表にまとめておりますので、ご確認ください。

頂きましたご意見の一部について、説明させていただきます。表の一番下、項目6、7をご覧ください。項目6は、今までどおりの準工業地域の用途制限としてほしい、項目7は工場を建築する予定なので、土地区画整理事業実施後も工場を建築できるようにしてほしい、というご意見でございます。

これに対する市の考え方としましては、外崎土地区画整理事業は、一宮市都市計画マスタープランに基づき良好な居住環境の形成を図るため実施しており、本地区計画は、この効果の維持、増進を図るために必要なものと考えております、としております。

なお、4通の意見書の中には、本地区計画以外のご意見もございましたので、そちらは裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

いただいたご意見による原案からの変更はなく、今回お示ししております地区計画案で、令和4年2月14日から2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づいて、地区計画案の縦覧を行いました。こちらの縦覧者数は8名で、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定としましては、本日、ご承認をいただきますと、愛知県知事協議を経て、一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の改正と併せて、7月1日に都市計画決定の告示を行う予定でございます。

以上、議案第1号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。区画整理事業を行う地区において、地区計画の網を掛けて用途を制限しようということですが、いかがでしょうか。

委員 はい。

会長 はい。

委員 私の方から、1点確認をさせて頂きたいことがあります。今回計画図の中でA地区という形で区切られている中、特に縁葉川よりも南西にあたるこのエリアは、位置図にはありませんが、お向かいさんが東部浄化センターとういことで、良好な住環境という中では、なかなか条件が厳しい中だという風に私は認識しているところでございますが、ここをあえて準工業地域という開発等の規制がまだ緩い状況に残さずに、A地区同様に住宅地という形で設定された理由というのが、もしありましたら教えてください。

事務局 ただいまのご質問についてご説明させていただきます。ご指摘の通り縁葉川南西地区につきましては、向かいに東部浄化センターがございます。しかし、この都市計画道路濃尾

大橋線は幅員20mございまして、まずこれに挟まれていること、それから縁葉川の南西地区につきましても、都市計画道路からすぐ奥、後ろに1級河川の縁葉川がございまして、そういうことで奥行きがそれほどないということから、大規模な開発がなされる予定はございません。現状、一部住宅も張り付いておりますので、こちらにつきましても縁葉川の左岸側と同様に住宅地としての整備を行っていきたいと考えています。

委員 了解しました。ありがとうございます。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 資料1の3をみると、においに対する規制、公害というか、工場、既存の建物がほとんどあるので、工場を新しく建てるというのは難しいかと思うのですが、危険物の環境悪化に属されているのかもしれませんが、やはり今換気もよくしなければいけないということで、窓を開ける機会も多いですので、見えない公害としてのにおいの規制も一応あったほうが、現在においても問題ですので、あったほうがいいなと思ったことと、建物の高さですね、街づくりとして、この地区をつくっていくのであれば、建蔽率の問題で狭い土地が多いので、そう高いものはできないだろうという今の考えですが、やはり10年20年後には何があるかわからないので、今ちょっとここで商業利用など、予防線を張っておいたほうが、今ちょっとここにきて、加えることは難しいかと思いますが。

会長 2点いただいたと思います。事務局から回答をお願いします。

事務局 ただ今のご質問でございます。まず1点目、においの関係でございます。こちらにつきましても、本市環境部局が担当となりますが、悪臭防止法にもとづき、各用途において制限がかかってございますので、そちらのほうで対応しているというところで、住環境としての規制は対応できているという考えでございます。2点目の高さの制限の件のことでございますが、こちらにつきましてもご指摘の通り良好な住環境ということで高さの制限というものを考える必要がございますが、先ほどもご説明しましたように、こちらは立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域に指定されています。ですので、住環境と合わせて、都市機能を集約するという意味でも、今回建蔽率、容積率に基づく高さの制限で考えていきたいと思っております。

会長 ちなみに建蔽率、容積率はどれくらいですか。

事務局 用途地域としては準工業地域のままでございますので、建蔽率が60パーセント、容積率が200パーセントとなっております。

会長 都市機能誘導区域の中ですか。

事務局 そうです。

会 長 よろしかったでしょうか。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
委員をお願いします。

委 員 この外崎、国道22号とか、旧国道なんか近くにあって交通量が多く、朝とか夕は、かなり渋滞をするようなところになるのですが、結局こういうところって抜け道として使われる、道がきちんときれいに整備されるようになると、結構抜け道として使われることが多くなるんじゃないかなと。地域の懇談で苦情をいただくので、こうなったときに、速度制限ですとか、大きなトラックが走るとか、そういうところをある程度見越して制限については考えられているのでしょうか。

会 長 事務局いかがでしょうか。

事 務 局 土地区画整理事業としましては住居系として考えておりますので、外崎地区の道路幅といたしましては、基本6m、やむを得ない場合4mまでになるのですが、この区域の中で一番広いところは9m道路になります。当然歩道付きで、車道は6mになります。工業系ですともう少し8m道路になるのですが、住居系ということになってきますので、その辺は一宮警察署の規制係とかと公安協議を踏まえて検討しております。国道22号の取り付け道路につきましては、10mになるのですが、設計速度は30kmという風に指導を受けておりますので、それも踏まえて検討することになると思います。

会 長 補足です。

事 務 局 補足させていただきたいと思います。今説明の中での区画道路の幅員の話がありましたが、図面の2のほうを見ていただくとよろしいかと思います。図面の左上のほうに都市計画道路が50mくらいございますが、そこは幅員12mでございます。国道22号線の取り付けの区画道路は10mの道路でございます。先ほど課長から説明がございました通り、幅員が住居系ですので、やむを得ない場合は4mというところで、区画道路は4mもございますが、今後抜け道とかそういうことがございましたら、地元のほうにまちづくり協議会みたいな場がございますので、そういったところで協議しまして交通対策、例えば狭窄を作るのかとか、ハンプを作るのかとか、そういったことも今後ですね各事業に合わせて検討していきたいと思っておりますので、ちょっと地区計画とは別の話で整理させていただきたいと思っております。また先ほど設計30kmと申しましたのは、交通規制ではなく、設計速度のことでございますので、設計速度を30kmで計画しているということですので、警察の方での速度規制とはまた違いますので、ご理解いただきたいと思っておりますのでお願いします。

会 長 特にゾーン規制、ゾーン30とか、そういったものはやらないのですか。

事務局　ゾーン30となりますと基本的に2車線道路に囲まれたエリアということになりまして、このエリアですとそういったことはなかなか難しいかもわからないですが、今後この辺も課題かなと思っておりますので、例えばゾーン30ではないかもしれませんが、同じようなそういった対策を検討していくなかで、やはりハンプとか狭窄をつくりますと、地元の方自体も通行としては少し不便になるかと思っておりますので、その辺も併せて地元の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。

委員　住宅地に向けて、たぶん小さいお子さんもこれから増えてくるかと思っておりますので、きっとそういう声が出るんじゃないかと思っておりますし、さらにしっかり声を聴いていただきたいと思っております。

会長　通学路なんかも、もう決まっているのですか。

事務局　まだ新しい道路に対してどうなるかということは決まっています。

会長　是非、委員ご指摘のようにですね、安全性、住宅地ですから、良好な環境になるように。区画整理をして環境が悪くなったら意味がないので。区画整理するということは、やはりその辺の住環境も高めてプロパティを上げるっていうことですから、その事業に逆行してしまうので。本当に抜け道というか、通過交通をなるべく排除するようにお願いしたいなと思っております。ちなみにですけど、国道22号との取り付けのところは信号がつくのですね。

事務局　はい。もともとついておりますが、公安協議との結果、スピード、設計速度の方が30kmというお話をさせてもらったのですが、その中で歩道の中に見やすいようにもう一つ信号をつけていただくことになっております。

会長　信号はここだけですか。

事務局　その地区でいうとそういうことですね。国道22号の取り付けのみです。

会長　この矢印というのは一方通行ということではないですよ。

事務局　一方通行ではありません。

会長　やっぱり抜け道の対策とするとですね、一方通行規制というものもあるので、お願いしたいなと。本当は、このような抜け道ができないようにするには、ループ型の道路を多用するとよいのですが、やはりこの設計を見てもみまますとなるべく移転を少なくするような感じで街路を入れてまして、結構碁盤の目に近くなっています。碁盤の目に近くなると抜け道が発生しやすくなるということで、ちょっとそういうところが感じられますので、規制とか物理的デバイス、ハンプとかいれるとおっしゃってましたけども、あと通学路グリーン

ラインを入れる等、いろいろな対策を絡めてですね、安全になるようにぜひお願いしたい
なと思います。よろしく申し上げます。

会 長 委員。

委 員 今気づいたのですが、この計画図の左下の川に点線で書いてあるのは、これは橋を造
る計画なのでしょうか。

事 務 局 新しくここに橋を取り付けて、入っていく道路を計画しております。

委 員 この幅の広い橋を作るということですか。

事 務 局 幅としては10 mなのですが、車道6 m、歩道3 mの有効幅員としては9 mの新しい橋
梁を考えております。

委 員 既存の橋は細そうですものね。素人なので、ちょっとこの地図で見る限りは細いのが
点々とあって、道が広くなるのに橋が細くなると大変だなあと思って、この点線に気づい
たのですが。

事 務 局 下流側が今4 m幅しかありません。なので、すれ違いができない橋なのです。図面を見
ていただきますと国道22号から侵入してきた場合、大型はこの橋梁から入ってこれませ
ん。北の都市計画道路の方から入ってくるという状況に今はなっております。ですので、
ここは国道22号から入ってくるために必要な橋ということで建設させていただきます。

会 長 委員よろしかったでしょうか。

委 員 はい。

会 長 またこれもですね、通過交通が発生しやすくなるという、そういう関係もありますの
で、先ほどと同じようになるべく通過交通がはいらないような規制なんかも考えていく必
要があると考えております。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

会 長 ちょっと私から。立地適正化計画では、この地域は都市機能誘導区域ということですが
、どういった施設を誘導されようというお考えなのでしょうか。

主には商業、福祉系になると思いますけど、立地適正化計画ではどういう風になってい
るのでしょうか。

事 務 局 立地適正化計画におきまして、記載されてございますが、たとえば子育て機能ですと、
認定こども園とか、商業施設ですと、1万㎡を超えないような生鮮食品を扱うような商業

施設。あとは医療機関といたしましては病院ですね。20床以上のものを立地できないかということで、誘導施設として記載させていただいております。

会 長 例え別紙1の3をみますと、用途としては第2種住居地域をベースにしているという感じになっていまして、そうすると例えば店舗などの床面積1万㎡を超えるもの、結構大きい商業施設も地区内で誘導する可能性もあるということですね。

事 務 局 未満です。1万㎡未満のものを誘導するという計画でございます。

会 長 割と大きい施設も許すということに。そうするとやはり先ほどの話じゃないですけど、さらに交通が発生しやすくなるので。発生集中ですよ。ちょっとどういうところでできやすいかという、やはりこのA地区の西側の方ですね。この辺が保留地とかになるかと思いますが、この辺で先ほどの橋が架かるとなると、この辺の交通量が発生集中しやすくなるという気がしています。

委 員 もう一つ確認していいですか。一宮市都市マスタープランは別紙1の1という形で、これはですね、丹陽町出張所を中心とした、都市機能の誘導ということで計画がなされています。これをもとに、今回この外崎地区の方を都市機能誘導区域ということで、計画されたと思うのですが。実際その割にはですね、青木川には一本も橋を追加する計画はないと。この青木川に挟まれた先に出張所があるということなので、実質的にはこの地域は丹陽町出張所の隣というような意味合いではないとわたくしはとるところでございます。この青木川に橋を架けて今の丹陽町出張所、これを都市機能の核として活用されるような、そのような考えは今はないという認識でよかったですでしょうか。

事 務 局 青木川に架ける橋につきまして、区画整理の事業計画を立てる段階で、いろいろ地元の区画整理の協議会がございましたので、そういった地元組織と協議させていただきましたが、南側の出張所側が地盤の高さとかいろいろ事業費とかそういったことも踏まえまして、この事業で橋を架けるということを行わないということで示させていただいております。今後利用状況によってですね、市の方で架けるかどうかということを考えることがあるかもしれませんが、現時点で橋を架けるという計画はございません。

委 員 ありがとうございます。協議済みであることは確認できましたので大丈夫です。

会 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

会 長 17条縦覧の方は意見がなかったということですが、16条縦覧では、6番7番あたりの意見くらいということで理解してよろしいでしょうか。事務局お願いします。

事 務 局 一番多かったのは、16条の意見の中には、やはり意見を出された方は、工場の方々の意見が多くございまして、当然このまま工場を続けたいと。新しくできるということは地区計画では制限されるのですが、今回の地区計画というものに関しては、既存工場が1

8件外崎地区にございまして、その工場の存続を認めるために経過措置をとるという意味もあるのですが、救済措置という意味合いもございまして、やらせていただきますということは、伝えさせていただいたのですが、やはり工場の方としましては、それをもとに先行取得した土地であります、と言われるのですが、今のまま建てるならどうなのかと、まだあいまいな感じもありましたので、なんとか上位計画であります都市計画マスタープランの計画に併せてお願いしたいということは、説明はさせていただいております。

会 長 そのほか特に意見対応をして問題となるようなところはないということでしょうか。

会 長 はい、ほかにいかがでしょうか。

会 長 調整池は3つ、公園は2つですか。

事 務 局 そうですね。

会 長 公園はこれくらいいいのでしょうかね。ちょっと少ない気がします。3%以上は作らないといけないですが、OKですか。

事 務 局 基準は満たしております。

会 長 ちょっと場所的にここはいいのかどうかという問題もありますけど。やはり皆さんに使われるようなところがいいかと。

会 長 でも検討されて、ここということでしょうから。わかりました。もともと田んぼも多いところで、調整池は多くなってしまうのですね。

会 長 ほかによろしいでしょうか。ほかにご意見、オンライン参加の委員の先生もよろしいでしょうか。特にご意見もなければ、採決のほうさせていただきたいと思えます。

では議案第1号 尾張都市計画外崎地区計画の決定(一宮市の決定)について、原案のとおり可とする旨を答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんとのことで、原案を可とする旨を答申することに決定いたします。ありがとうございます。

会 長 では続きまして報告第1号にまいります。名岐道路の手続き状況について、ということで事務局よりご説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事務局 それでは着座にて失礼いたします。報告第1号について説明させていただきます。青色のインデックスで報告第1号と書いてございます。そちらのほうよろしくお願ひします。袋の中にこちらのリーフレットが2冊ご用意いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。一枚お捲りいただいて、報告資料と記載してございます、こちらのほうからご説明させていただきます。

名岐道路は、一宮市内において名古屋高速道路と東海北陸自動車道を結ぶ自動車専用道路として計画している道路でございますが、令和2年度より都市計画及び環境影響評価手続きを開始しており、その手続き状況として、これまでの経緯や計画の概要、手続きの流れなどについて報告させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会 環境影響評価 調査専門部会につきましては、環境影響評価法の規定により、環境影響評価の手続きは、対象事業を都市計画決定する場合には都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、都市計画の手に併せて実施すること、とされており、愛知県都市計画審議会環境影響調査専門部会要綱第3条に基づき、令和2年7月に愛知県都市計画審議会の議決により専門部会が設置され、調査・審議することとなりました。

続きまして名岐道路の計画概要について、簡単に御説明させていただきます。お手元の黄緑色のリーフレットのほう、都市計画の案を作成するための基本方針、こちらをご用意下さい。リーフレットを2回おめくりいただき、見開き4ページになるように。皆様よろしいでしょうか。中央の2ページに概略ルートを示しております。地図の右が北を示しております。都市計画及び環境影響評価のための調査区間としましては、一宮市内の国道22号上を基本としたルートとしており、名古屋高速道路一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川インターチェンジまでの約7.5km、赤色の囲み線で概ねのルート帯を示しております。一番左のページの最下段には、現況の国道22号の横断面図と写真を掲載しており、その上に、整備イメージとして、横断面図、写真を示しております。主な構造としましては、国道22号内に全線高架構造、4車線の計画としております。計画の概要については以上でございます。なお、青色のリーフレット環境影響評価方法書のあらましには、環境影響評価の手続きなどをまとめております。環境影響評価は、事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのように影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていこうというものでございます。方法書は、その計画を示すものです。本日は、詳細説明を割愛させていただきますが、また後ほどご覧いただけましたらと存じます。

それでは、報告資料にお戻りいただきまして、1ページの中段2をご覧くださいと思います。この表はこれまでの愛知県の都市計画審議会・専門部会における調査審議等の経緯を示しております。令和2年11月に第1回、令和3年1月に第2回の専門部会を開催し、都市計画の案を作成するための基本方針案と、環境影響評価方法書(案)について、審議されました。令和3年2月からは、リーフレット2冊などを用いて、縦覧の実施、一宮市内での説明会の開催、意見書の受付などが行われました。また、7月には、方法書に対する知事意見を受理しました。その後、9月に第3回の専門部会を開催し、意見やそれに対する都市計画決定権者の見解案などについて審議し、都市計画の基本方針及び環境影

響評価の方法を決定いたしました。

続きまして2ページをご覧くださいと思います。都市計画決定及び環境影響評価の手続きの流れでございます。愛知県の現在の状況としましては、昨年9月に決定した都市計画の基本方針及び環境影響評価の方法に基づき、太枠で囲った、上段都市計画案作成と下段、環境影響評価の準備書作成を進めているところでございます。今後の手続きといたしましては、次の都市計画案及び準備書の縦覧に向けて、来年度より、都市計画に関する説明会及び公聴会を開催する予定になります。また、環境影響評価の手続きといたしましては、大気質や騒音などの調査、予測、評価を進め、その結果を準備書としてまとめていくこととなります。一宮市の役割としましては、国土交通省、愛知県と連携しながら、都市計画素案の説明会を実施し、案の申し出を行います。その後、都市計画案の縦覧の際に、一宮市への意見聴取がございますので、一宮市都市計画審議会にお諮りし、一宮市の意見をまとめます。

以上、名岐道路の手続き状況についてご説明しました。今後も、手続きの進捗状況にあわせまして、適宜ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の報告事項は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。審議事項ではなくてまだ報告の段階でございますが、せっかくなので、質問とか受け付けてよろしいでしょうか。何かちょっと質問とかございましたらいかがでしょうか。

特に質問ないようですので、本日の案件は以上となります。ありがとうございます。それでは進行の方事務局へお返しします。

(閉会のことば)

事 務 局 会長どうもありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたり本日は大変お忙しい中ご審議頂きまことにありがとうございました。これをもちまして令和3年度第3回一宮市都市計画審議議会を終わらせていただきます。

閉 会 午前10時55分